

速報

NRU
国労せんだい

NO. 2477
2006年11月29日
発行責任者 太田 博二
編集責任者 武田 昌仙

新たな訴訟を提訴

早期の政治解決目指し

本部はJR不採用事件の政治解決を目指す「新たな訴訟」を12月5日に提訴することを中央委員会で確認した。

訴訟の名称は「採用差別国労訴訟」とし、その概要は、国労および闘争団組合員が原告となり、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して損害賠償請求を行うとしている。以下に本部声明を記載する。

本部声明

新たな訴訟の提訴にあたって

1・私たちは、「新たな訴訟」を東京地方裁判所に提訴することを決定した。
本訴訟は、1987年4月1日の

害の賠償を求めるものである。

当該組合員のみならず、国労が原告になったことは、国労組織も重大な団結権侵害を受けている事実とあわせて、裁判上も名実ともに国労が本件の当事者であることを明確にする意義をもつものである。

2・本訴訟は、中央労働委員会命令の取り消しを最終決定した2003年12月22日の最高裁判決から3年が限度という損害賠償請求権の「時効」をも見据えたものであるが、われわれの基本方針はあくまでも早期の政治解決であることをあらためて明らかにする。
3・原告組合員・遺族は、1990年4月1日に国鉄

清算事業団から解雇を言い渡されて以来、アルバイトや物資販売により生活を確保しながら闘い続けてきた。その困苦はまさに筆舌に

尽くしがたい。この間、解決を見ることなく他界した者は35名にのぼり、闘病生活を余儀なくされている者も多い。まさに、人道的にもこれ以上放置しておくことが許されない事態となっている。

4・本件に関しては、過去7回にわたりILO（国際労働機構）から日本政府に対し報告（勧告）が出されている。とりわけ、さる1月16日に採択された結社の自由委員会報告は、従来の報告から一歩踏み込み、ILO自身の関与を求める積極的かつ具体的内容となっている。

5・また、国鉄分割・民営化、JR発足から20年が経過しようとしている中で、本件が未解決問題として残っていることに對し、全国674の地方議会において早期解決を促す「意見書」が

採択され、同時に多くのマスコミにおいても政治的解決が必要である旨の報道がなされている。

6・2000年5月のいわゆる「四党合意」をめぐる、関係当事者間の対立が起きたが、その後、関係修復が図られている。特に、本年に入ってから、二度におよぶ大規模な大衆集会を共同して成功させ、「解決にあたっての具体的要求」を統一要求としてまとめ上げてきた。そして、9月以降その統一要求を、関係当事者である4団体・4者代表の手によって鉄道・運輸機構および政府に提出している。

われわれは、本件訴訟を機に関係当事者の団結を一層強固なものとし、本件訴訟が政治的解決を促進するものとなることを期待するとともに、一日も早い政治的解決を実現するため全力で奮闘する決意をここに表明する。
2006年12月
国鉄労働組合